参考資料１　武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準（平成２５年内閣府告示第２２９号）

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成１６年政令第２７５号）第１０条第１項の規定に基づき、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準を次のとおり定め、平成２５年１０月１日から適用する。

（救援の程度及び方法）

第１条　武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成１６年政令第２７５号。以下「令」という。）第１０条第１項（令第５２条において準用する場合を含む。）の規定による救援の程度及び方法の基準は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成１６年法律第１１２号。以下「法」という。）第７５条第１項各号及び令第９条各号に掲げる救援の種類ごとに、次条から第１３条までに定めるところによる。

２　前項の基準によっては救援の適切な実施が困難な場合には、内閣総理大臣が特別の基準（次項において「特別基準」という。）を定める。

３　救援を実施する都道府県知事（地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の１９第１項の指定都市においては、その長）は、第１項の基準によっては救援の適切な実施が困難な場合には、内閣総理大臣に対し、特別基準の設定について意見を申し出ることができる。

（収容施設の供与）

第２条　法第７５条第１項第１号の収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与は、次の各号に掲げる施設ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一　避難所

イ　避難住民（法第５２条第３項に規定する避難住民をいう）又は武力攻撃災害（法第２条第４項に規定する武力攻撃災害をいう。以下同じ。）により現に被害を受け、若しくは受けるおそれのある者（以下「避難住民等」という。）を収容するものであること。

ロ　原則として、学校、公民館等既存の建物を利用すること。ただし、これら適当な建物を利用することが困難な場合は、野外に仮小屋を設置し、又は天幕の設営により実施すること。

ハ　避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費は、１人１日当たり３２０円（冬季（１０月から３月までの期間をいう。以下同じ。）については、別に定める額を加算した額）の範囲内とすること。ただし、福祉避難所（高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であって避難所での生活において特別な配慮を必要とするものを収容する避難所をいう）を設置した場合は、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができること。

ニ　収容する期間が長期にわたる場合又は長期にわたるおそれがある場合には、長期避難住宅を設置し、これに収容することができることとし、１戸当たりの規模及び避難住民等の収容のため支出できる費用は、次に掲げるところによること。

（１）１戸当たりの規模は、２９．７平方メートルを標準とし、その設置のための費用は２，６２１，０００円２，６５２，０００円以内とすること。

（２）長期避難住宅の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、器物の使用謝金借上費又は購入費並びに光熱水費は１人１日当たり３２０円（冬季については、別に定める額を加算した額）の範囲内とすること。

ホ　長期避難住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね５０戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できることとし、１施設当たりの規模及びその設置のため支出できる費用は、別に定めるところによること。

ヘ　老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常の生活上特別な配慮を要する複数のものを収容する施設を長期避難住宅として設置できること。

ト　長期避難住宅の設置に代えて、賃貸住宅、宿泊施設等の居室の借上げを実施し、これらに収容することができること。

チ　法第８９条第３項の規定により準用される建築基準法(昭和２５年法律第２０１号)第８５条第１項本文、第３項及び第４項並びに景観法（平成１６年法律第１１０号）第７７条第１項、第３項及び第４項並びに法第１３１条の規定により準用される特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成８年法律第８５号）第２条、第８条及び第９条の規定は、長期避難住宅について適用があるものとする。

二　応急仮設住宅

イ　避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれがなくなった後、武力攻撃災害により住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができないものを収容するものであること。

ロ　１戸当たりの規模は、２９．７平方メートルを標準とし、その設置のための費用は、２，６５２，０００円以内とすること。

ハ　前号ホからチまでの規定は、応急仮設住宅について準用する。

（炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給）

第３条　法第７５条第２項第２号の炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一　炊き出しその他による食品の給与

イ　避難所（長期避難住宅を含む。以下同じ。）に収容された者、武力攻撃災害により住家に被害を受けて炊事のできない者及び避難の指示（法第５４条第２項に規定する避難の指示をいう。以下同じ。）に基づき又は武力攻撃災害により住家に被害を受け避難する必要のある者に対して行うものであること。

ロ　被災者が直ちに食することができる現物によるものとすること。

ハ　炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費として１人１日当たり１，１３０円以内とすること。

二　飲料水の供給

イ　避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により現に飲料水を得ることができない者に対して行うものであること。

ロ　飲料水の供給を実施するため支出できる費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用とし、当該地域における通常の実費とすること。

（被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与）

第４条　法第７５条第１項第３号の被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与（以下「生活必需品の給与等」という。）は、次の各号に定めるところにより行うこととする

一　避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものであること。

二　被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。

イ　被服、寝具及び身の回り品

ロ　日用品

ハ　炊事用具及び食器

ニ　光熱材料

三　生活必需品の給与等のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により一世帯当たり次に掲げる額の範囲内とすること。この場合においては、季別は、夏季（４月から９月までの期間をいう。以下同じ。）及び冬季とし、生活必需品の給与等を行う日をもって決定すること。

季別	１人世帯の額	２人世帯の額	３人世帯の額	４人世帯の額	５人世帯の額	世帯員数が６人以上１人を増すごとに加算する額
夏季	１８，４００円	２２，７００円	３４，９００円	４１，８００円	５２，９００円	７，８００円
冬季	３０，４００円	３９，５００円	５４，９００円	６４，２００円	８０，８００円	１１，１００円

四　避難の指示が長期にわたって解除されない場合又は武力攻撃災害が長期にわたって継続している場合は、必要に応じ前号に掲げる額の範囲内で再び実施することができること。

（医療の提供及び助産）

第５条　法第７５条第１項第４号の医療の提供及び助産は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一　医療の提供

イ　避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により医療の途を失った者に対して、応急的に処置するものであること。

ロ　救護班において行うこと。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合は、病院若しくは診療所又は施術所（あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和２２年法律第２１７号）又は柔道整復師法（昭和４５年法律第１９号）に規定するあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師（以下「施術者」という。）がその業務を行う場所をいう。以下同じ。）において医療（施術者が行うことができる範囲の施術を含む。）を行うことができること。

ハ　次の範囲内において行うこと。

（１）診療

（２）薬剤又は治療材料の支給

（３）処置、手術その他の治療及び施術

（4）病院又は診療所への収容
（5）看護
ニ　医療の提供のため支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術所による場合は協定料金の額以内とすること。
二　助産
イ　避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により助産の途を失った者に対して行うものであること。
ロ　次の範囲内において行うこと。
（1）分べんの介助
（2）分べん前及び分べん後の処置
（3）脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給
ハ　助産等のため支出できる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の１００分の８０以内の額とすること。

（被災者の捜索及び救出）
第６条　法第７５条第１項第５号の被災者の捜索及び救出は、次の各号に定めるところにより行うこととする。
一　避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により、現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出するものであること。
二　被災者の捜索及び救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。

（埋葬及び火葬）
第７条　法第７５条第１項第６号の埋葬及び火葬は、次の各号に定めるところにより行うこととする。
一　武力攻撃災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものであること。
二　原則として、棺又は棺材の現物をもって、次の範囲内において行うこと。
イ　棺（附属品を含む。）
ロ　埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。）
ハ　骨つぼ及び骨箱
三　埋葬のため支出できる費用は、１体当たり大人２１０，２００円以内、小人１６８，０００円以内とすること。

（電話その他の通信設備の提供）
第８条　法第７５条第１項第７号の電話その他の通信設備の提供は、次の各号に定めるところにより行うこととする。
一　避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、通信手段を失った者に対して行うものであること。
二　電話、インターネットの利用を可能とする通信端末機器その他必要な通信設備を第２条第１号に規定する避難所に設置し、これらの設備を避難住民等に利用させることにより行うものであること。
三　電話その他の通信設備の提供のため支出できる費用は、消耗器材費、器物の使用謝金、借上費又は購入費、必要な通信設備の設置費及び通信費として当該地域における通常の実費とすること。

（武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理）

第９条　法第７５条第１項第８号の規定に基づく令第９条第１号の武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一　避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれがなくなった後、武力攻撃災害により住家が半壊又は半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者に対して行うものであること。

二　居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のために支出できる費用は、１世帯当たり５７４，０００円以内とすること。

（学用品の給与）

第１０条　法第７５条第１項第８号の規定に基づく令第９条第２号の学用品の給与は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一　避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特殊教育諸学校の中学部生徒を含む。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行うものであること。

二　被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。

イ　教科書

ロ　文房具

ハ　通学用品

三　学用品の給与のため支出できる費用は、次の額の範囲内とすること。

イ　教科書代

（１）小学校児童及び中学校生徒教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第百三十二号）第二条第一項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用している教材を給与するための実費

（２）高等学校等生徒正規の授業で使用する教材を給与するための実費

ロ　文房具費及び通学用品費

（１）小学校児童　１人当たり　４，４００円

（２）中学校生徒　１人当たり　４，７００円

（３）高等学校等生徒　１人当たり　５，１００円

四　避難の指示が長期にわたって解除されない場合又は武力攻撃災害が長期にわたって継続している場合は、必要に応じ前号に掲げる額の範囲内で再び実施することができること。

（死体の捜索及び処理）

第１１条　法第７５条第１項第８号の規定に基づく令第９条第３号の死体の捜索及び処理は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一　死体の捜索

イ　避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情によりすでに死亡していると推定される者に対して行うも

のであること。

ロ　死体の捜索のため支出できる費用は、舟艇その他捜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。

二　死体の処理

イ　武力攻撃災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）を行うものであること。

ロ　次の範囲内において行うこと。

（1）死体の洗浄、縫合、消毒等の処置

（2）死体の一時保存

（3）検案

ハ　検案は、原則として救護班において行うこと。

ニ　死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによること。

（1）死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、１体当たり３，４００円以内とすること。

（2）死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するための既存の建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は１体当たり５，３００円以内とすること。この場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要であるときは、当該地域における通常の実費を加算することができること

（3）救護班において検案をすることができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とすること。

（武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去）

第１２条　法第７５条第１項第８号の規定に基づく令第９条第４号の武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一　避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれがなくなった後、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者に対して行うものであること。

二　障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、１世帯当たり１３５，１００円以内とすること。

（救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費）

第１３条　法第七７５条第１項各号に掲げる救援を実施するに当たり必要な場合は、救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費を支給することができる。

一　救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とすること。

イ　飲料水の供給

ロ　医療の提供及び助産

ハ　被災者の捜索及び救出

ニ　死体の捜索及び処理

ホ　救済用物資の整理配分

二　救援のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とすること。

参考資料２　武力攻撃事態等対処法に基づく指定公共機関等

【指定行政機関(30)】

内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、スポーツ庁、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、国土交通省、観光庁、国土地理院、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制庁、防衛省

【指定地方行政機関(26)】

沖縄総合事務局、管区警察局、総合通信局、沖縄総合通信事務所、財務局、税関、沖縄地区税関、地方厚生局、都道府県労働局、地方農政局、北海道農政事務所、森林管理局、経済産業局、産業保安監督部、那覇産業保安監督事務所、地方整備局、北海道開発局、地方運輸局、地方航空局、航空交通管制部、管区気象台、沖縄気象台、管区海上保安本部、地方環境事務所、地方防衛局

【指定公共機関(162)】

災害研究(12)	（国研）海上・港湾・航空技術研究所、（一財)海上災害防止センター、**（国研)**建築研究所、**（国研）産業技術総合研究所、**(独)情報処理推進機構、（国研）情報通信研究機構、（国研）森林研究・整備機構、（国研）水産研究・教育機構、（国研）土木研究所、（国研）日本原子力研究開発機構、（国研）農業・食品産業技術総合研究機構、（国研）量子科学技術研究開発機構
医療(2)	(独)国立病院機構、日本赤十字社
公共的施設管理(11)	[河川] (独)水資源機構 [道路] (独)日本高速道路保有・債務返済機構、東日本高速道路(株)、首都高速道路(株)、中日本高速道路(株)、西日本高速道路(株)、阪神高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株) [空港] 新関西国際空港(株)、中部国際空港(株)、成田国際空港(株)
電気(16)	広域的運営推進機関、沖縄電力(株)、関西電力(株)、九州電力(株)、四国電力(株)、中国電力(株)、中部電力(株)、東京電力(株)、東京電力エナジーパートナー(株)、東京電力パワーグリッド(株)、東京電力カフュエル＆パワー(株)、東京電力ホールディングス(株)、東北電力(株)、北陸電力(株)、北海道電力(株)、電源開発(株)、日本原子力発電(株)
ガス(4)	大阪瓦斯(株)、西部瓦斯(株)、東京瓦斯(株)、東邦瓦斯(株)
運送(78)	[国内旅客船(9)] オーシャン東九フェリー(株)、(株)ダイヤモンドフェリー、(株)名門大洋フェリー、関西汽船(株)、商船三井フェリー(株)、新日本海フェリー(株)、太平洋フェリー(株)、阪九フェリー(株)、マルエーフェリー(株)、宮崎カーフェリー(株) [バス(26)] ＪＲ九州バス(株)、ジェイアール四国バス(株)、ジェイアール東海バス(株)、ジェイアールバス関東(株)、ジェイアールバス東北(株)、ジェイ・アール北海道バス(株)、中国ジェイアールバス(株)、西日本ジェイアールバス(株)、小田急バス(株)、神奈川中央交通(株)、近鉄バス(株)、京王電鉄バス(株)、京成バス(株)、京阪バス(株)、京浜急行バス(株)、国際興業(株)、西武バス(株)、東急バス(株)、東都観光バス(株)、東武バスセントラル(株)、南海バス(株)、日本交通(株)、阪急バス(株)、阪神バス(株)、三重交通(株)、名阪近鉄バス(株) [航空(8)]

	ANA ウイングス(株)、(株)AIRDO、㈱スターフライヤー、(株)ソラシドエア、スカイマーク(株)、全日本空輸(株)、日本航空(株)、日本トランスオーシャン航空(株) [鉄道(23)] 北海道旅客鉄道(株)、四国旅客鉄道(株)、九州旅客鉄道(株)、日本貨物鉄道(株)、東京地下鉄(株)、東海旅客鉄道(株)、西日本旅客鉄道(株)、東日本旅客鉄道(株)、小田急電鉄(株)、近畿日本鉄道(株)、京王電鉄(株)、京成電鉄(株)、京阪電気鉄道(株)、京浜急行電鉄(株)、相模鉄道(株)、西武鉄道(株)、東京急行電鉄(株)、東武鉄道(株)、名古屋鉄道(株)、南海電気鉄道(株)、西日本鉄道(株)、阪急電鉄(株)、阪神電気鉄道(株) [内航路海運(5)] 井本商運(株)、川崎近海汽船(株)、近海郵船物流(株)、栗林商船(株)、琉球海運(株) [トラック運送事業者(5)] 佐川急便(株)、西濃運輸(株)、日本通運(株)、福山通運(株)、ヤマト運輸(株)

電気通信(7)	日本電信電話(株)、東日本電信電話(株)、西日本電信電話(株)、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)、ＫＤＤＩ(株)、ソフトバンク(株)、(株)NTT ドコモ
放送(21)	[テレビ(14)] 日本放送協会、朝日放送(株)、(株)CBC テレビ、(株)TBS テレビ、(株)テレビ朝日、(株)テレビ東京、(株)フジテレビジョン、(株)毎日放送、関西テレビ放送(株)、中京テレビ放送(株)、東海テレビ放送(株)、名古屋テレビ放送(株)、日本テレビ放送網(株)、讀賣テレビ放送(株) [ラジオ(6)] 大阪放送(株)、(株)ティ・ビー・エス・ラジオ・アンド・コミュニケーションズ、(株)日経ラジオ社、(株)ニッポン放送、(株)文化放送、東海ラジオ放送(株)
その他	日本銀行、日本郵便株式会社

参考資料３　避難指示の例

「都道府県国民保護モデル計画」（平成 17 年 3 月総務省消防庁作成）より抜粋

避難の指示（一例）

○　○　県　知　事
○月○日○時現在

○ 本県においては、○日○時に国の対策本部長から警報の通知を受けるとともに、○時に避難措置の指示があった。

要避難地域の住民は、次に掲げる避難の方法に従って、避難されたい。

○ 本県における住民の避難は、次の方法により行うこと。

(1) Ａ市ＡＡ地区の住民は、Ｂ市ＢＢ地区を避難先として、○日○時目途に住人の避難を開始すること（○○時間を目途に避難を完了）。

・輸送手段及び避難経路

国道○○号によりバス（○○会社、○○台確保の予定）

○○駅より○○鉄道（○○行○○両編成、○便予定）

※○時から○時まで、国道○号及び県道○号は交通規制（一般車両の通行禁止）

※細部については、Ａ市の避難実施要領による。

※Ａ市職員の誘導に従って避難する。

(2) Ａ市ＢＢ地区の住民は、Ｂ市ＣＣ地区を避難先として、○日○時目途に住民の避難を開始すること（○○時間を目途に避難を完了）。

・輸送手段及び避難経路

徒歩により、緊急にＤＤ地区に移動の後、追って指示を待つ。

・・・以下略・・・

（注）避難の方法に大幅な変更が生じた場合には、この内容について修正を行い、改めて避難の指示を行う。

※ 関係機関が講ずべき措置の概要は、避難措置の指示において明らかになることから、必要な範囲でその内容を記載。

○避難の指示に大幅な変更を伴う場合は、例えば、次のような場合が考えられる。

・武力攻撃の現状及び予測が変わり、避難措置の指示の内容に大幅な変更があるような場合

・当初の避難の見込みから遅れる等、当初の指示の内容を変更することが適当と判断される場合

【弾道ミサイルによる攻撃の場合】

避難の指示（一例）

○ 弾道ミサイル攻撃による警報の発令及び避難措置の指示があったので、住民は、速やかに、屋内（特に建物の中心部）に避難すること。
その際、できるだけ、近隣の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街などに避難すること。

○ 次の避難措置の指示が行われるまで、当該屋内に留まるとともに、テレビやラジオその他の手段により、情報の入手に努めること。
（特に、着弾後において、避難措置の指示がある場合）

○ 要避難地域に該当するＡ市ＡＡ地区の住民は、次に避難の指示の解除があるまで、屋内に留まること。
弾頭の種類は、○○剤と考えられることから、・・・・

【ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合】

避難の指示（一例）

○ 本県においては、ゲリラによる急襲的な攻撃が・・・。

○ ＡＡ地区の住民については、外出による移動には危険を伴うことから、市町村長による誘導の連絡があるまで、屋内へ一時的に避難すること。

○ ＢＢ地区の住民については、市町村長による誘導に従い、ＣＣ地区へ避難すること。
健常者は、徒歩や自転車等により自力で避難することとし、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者については、バス等により避難すること。

参考資料４　避難実施要領の例

「市町村国民保護モデル計画」（平成 18 年 1 月総務省消防庁作成）より抜粋

弾道ミサイル攻撃の場合

避難実施要領（一例）

○○市（町村）長
○月○日○時現在

1　事態の状況、避難の必要性

対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令し、避難措置の指示を行った・・。このため、実際に弾道ミサイルが発射されたときに住民が迅速に対応できるよう、住民に対して、以後、警報の発令に関する情報に注意するとともにその場合に住民がとるべき行動について周知する。

（※）弾道ミサイル攻撃への対応は、政府における記者会見等による情報提供と並行して、住民に対して、より入念な説明を行うことが必要（過去に経験のない事案では、「正常化の偏見」が存在する。）。

（※）津波警報発令時には、住民が高台に避難することと同じように、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、屋内に避難するというイメージが住民に定着していることが重要。

2　避難誘導の方法

・実際に弾道ミサイルが発射されたときは、対策本部長からその都度警報の発令が行われることから、担当職員は、当該市（町村）の区域が着弾予測地域に含まれる場合においては、防災行政無線のサイレンを最大音量で鳴らし、住民に警報の発令を周知させること。

（※）防災行政無線のサイレン音については、内閣官房サイトで視聴が可能であり、訓練等を通じて、この音を定着させる努力が求められる。

（※）現在調査を行っている全国瞬時警報システム（J-alert）が配備された場合には、国において、各市（町村）の防災行政無線のサイレンを自動起動することが可能となる。

・実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民が近傍の屋内に避難できるように、あらかじめ個々人のとるべき対応を周知徹底する（その際、コンクリートの堅ろうな建物への避難が望ましいが、建物の中央部に避難するとともに、エアコンや換気扇を停止して、必要によりテープで目張りを行い、外気によりできるだけ遮断される状態になるように周知する。）。

・車両内に在る者に対しては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、車両を道路外の場所（やむを得ず道路に置いて避難するときは、道路の左側端に沿って駐車する等緊急通行車両の通行の妨げにならない方法）に止めるよう周知する。

・外出先においては、可能な限り、大規模集客施設や地下街等の屋内に避難するが、余裕がない場合は、何らかの遮蔽物の物陰に留まる（その際、ガラス張りの建築物の下は避ける。）とともに、周辺で着弾音を聞いた場合は、当該現場から離れるよう周知すること。
・住民に対しては、屋内避難時に備えて、最低限の食料や飲料水、懐中電灯、ラジオ、身分証明書及び支給品（あれば）を用意しておくよう周知する。また、防災行政無線やテレビ、ラジオなどを通じて伝えられる情報に注意するよう周知する。

（※）このほか、イスラエルでは、子供の不安解消のため玩具類を携行するよう推奨。

・住民が近所で弾道ミサイルの着弾音と考えられる不審な音を聞いた場合には、できるだけ市（町村）、消防機関、県警察又は海上保安部等に連絡するよう周知すること。
・弾道ミサイルの着弾地点の周辺には、一般の住民は、興味本位で近づかないように周知すること。

（※）着弾後の状況を踏まえた避難の指示が行われるまで、着弾があった現場からは、一般の住民は、離れるよう周知する。

3　その他の留意点

・特に、自力での歩行が困難な者においては、迅速な屋内避難が行えるよう、外出先における対応について、各人で問題意識を持ってもらえるよう、災害時要援護者の「避難支援プラン」を活用してあらかじめ説明を行っておくこと。
・住民以外の滞在者についても、屋内へ避難することができるよう、所管の部局から、大規模集客施設や店舗等に対して、協力をお願いすること。

（※）例えば、デパートでは、貴金属売場のあるフロアーではなく、地下の食品売場に誘導するように協力を求めるといった方法も考えられる。

4　職員の配置等

職員の体制及び配置については、別に定める。

ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

（比較的時間的な余裕がある場合）

避難実施要領（一例）

○○市（町村）長

○月○日○時現在

1　事態の状況、避難の必要性

対策本部長は、○○において武装した潜水艦が座礁し、逃走した武装工作員による攻撃の可能性があることを踏まえ、警報を発令し、○○市○○地区を要避難地域とする避難措置の指示を行った・・。

（対処基本方針、警報、避難措置の指示の内容等を踏まえて記載。）　知事は、別添の避難の指示を行った（避難の指示を添付）。

（※）具体的な被害が発生しているとの報告がない段階での避難を行うこともある。

2　避難誘導の方法

（1）避難誘導の全般的方針

○○市（町村）は、A・B・C地区住民約500名を本日15:00を目途に各地区の一時避難施設であるA・B・C公民館に集合させた後、本日15:30以降、市車両及び民間大型バスにより、○○市・○○小学校へ避難させる。

この際、公民館までの避難は徒歩によるものとし、自家用車の使用は、避難に介護を必要とする者とその介護者に限定するものとする。

避難誘導の方法については、各現場における県警察、海上保安部等、自衛隊からの情報や助言により適宜修正を行うものとする。このほか、事態の状況が大幅に変更し、避難措置の指示及び避難の指示の内容が変更された場合には、当該避難実施要領についても併せて修正する。

（※）少しでも時間的な余裕がある場合における避難は、一時避難場所に徒歩により集まり、当該一時避難場所からバス等で移動することが基本的な対応として考えられる。

（※）自家用車の使用については、地域の特性を踏まえて、県警察とあらかじめ調整しておくことが重要である。

（※）原子力事業所周辺における避難については、原子力災害が発生するおそれがある場合には、住民に対し、屋内避難を指示するとともに、被害が及ぶおそれがある地域に対して、他の地域への避難の準備又は避難を行わせる。この場合において、地理的条件や交通事情を勘案し、県警察の意見を聴いた上で、自家用車を交通手段として示すことができる。

（2）市（町村）の体制、職員派遣

ア　市（町村）対策本部の設置

国からの指定を受けて、市（町村）長を長とする市（町村）対策本部を設置する。

イ　市職員の現地派遣

市職員各2名を、Ａ・Ｂ・Ｃ公民館、避難先の○○市・○○小学校に派遣する。また、政府の現地対策本部が設置された場合には、連絡のため職員を派遣する。

ウ　避難経路における職員の配置

避難経路の要所において、連絡所を設置し、職員を配置して各種の問い合わせへの対応、連絡調整を行う。また、関係機関の協力を得て、行政機関の保有する車両や案内板を配備する。連絡所においては、救護班等を設置して、軽傷者や気分が悪くなった者への対応、給水等を行う（配置については別途添付）。

また、各地区における避難の開始や終了等の状況の連絡を本部との間で行う。

エ　現地調整所の設置等

現場における事態の状況の変化に迅速に対応できるよう、関係機関の情報を共有し、現場における判断を迅速に行えるよう現地調整所を設ける。現地調整所に派遣している市（町村）職員（消防職員含む。）から必要な情報を入手し、避難実施要領の弾力的な運用を行うこととする。

また、定時又は随時に会合を開き、関係機関の活動内容の調整及び確認を行う。

(※) 事態の変化に迅速に対応できるよう、関係機関（県、消防機関、県警察、海上保安部等、自衛隊等）からの情報の共有や活動調整を行うために、現地調整所を設置し、又は職員を現地調整所に派遣する。また、政府の現地対策本部が設置された場合には、当該本部に連絡のため職員を派遣し、最新の状況を入手して、避難実施要領に反映させる。

(※) 避難経路の要所においては、関係機関の協力を得て、行政機関の保有する車両等を配置して、避難住民に安心感を与えることも重要である。

（3）輸送手段

ア　避難住民数、一時避難施設、輸送力の配分

（ア）Ａ地区

約200名、Ａ公民館、市保有車両×４　○○バス２台

（イ）Ｂ地区

約200名、Ｂ公民館、○○バス×大型バス4台

（ウ）Ｃ地区

約100名、Ｃ公民館、○○バス×大型バス2台

（エ）その他

イ　輸送開始時期・場所

○○日15:30、Ａ・Ｂ・Ｃ公民館

ウ　避難経路

国道○○号（予備として県道○○号及び○○号を使用）

(※) バスや電車等の輸送手段の確保については、基本的には、県が行う。

(※) 避難経路については、交通規制を行う県警察の意見を十分に聴いて決める。
(※) 夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備し、住民の不安をなくさせる。
(※) 冬期では、避難時における住民の衣類への注意を促すことや避難時の健康対策及び積雪時の移動時間を考慮した避難計画の時間配分に留意する。

（4）避難実施要領の住民への伝達

ア　担当職員は、防災行政無線を用いて、対象地域の住民全般に避難実施要領の内容を伝達する。その際、市（町村）広報車や消防車両等あらゆる手段を活用する。
イ　上記と並行し、担当職員は、避難実施要領について、Ａ・Ｂ・Ｃ地区の自治会長、自主防災組織の長、当該区域を管轄する消防団長、警察署長等にＦＡＸ等により、住民への伝達を依頼する。
ウ　担当職員は、災害時要援護者等の事前登録者、避難支援者、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等へ避難実施要領の内容の伝達を行う。
エ　担当職員は、近隣住人が相互に声を掛け合うように呼びかける。
オ　担当職員は、報道関係者に対し、避難実施要領の内容を提供する。
カ　災害時要援護者については、一般の住民より避難に時間を要することから、避難支援プランを活用して、特に迅速な伝達を心がける。
キ　外国人に対しては、国際交流協会等の能力を活用し、語学に堪能な誘導員を窓口として配置する。

(※) 都心部においては、地域の社会的連帯が希薄な場合は、防災行政無線、テレビなどの手段に頼らざるを得ない反面、少しでも隣人同士が相互に声を掛け合うことを呼びかけることが重要である。
(※) 外国人については、各国の大使館・領事館による自国民の保護のための対応と並行して行うこととなる。

（5）一時避難場所への移動

ア　一時避難場所への住民の避難は、健常者については、徒歩により行うこととする。自家用車については、健常者は、使用しないよう周知する。
イ　消防機関は、自治会・自主防災組織等の協力を得て住民の誘導を行う。
ウ　自力避難困難者の避難
　市（町村）は、自力避難困難者の避難を適切に行えるよう「災害時要援護者支援班」を設置し、「避難支援プラン」に沿って、次の対応を行う。
　a　○○病院の入院患者5名は、○○病院の車両又は救急車を利用して避難を実施する。
　b　△△老人福祉施設入居者25名の避難は、市社会福祉協議会が対応する。
　c　その他、介護を必要とする者の避難は、自家用車等を使用できることとする。

(※) 防災・福祉関係部局を中心とした横断的な組織として「災害時要援護者支援班」を設置して、特に注意した対応を念頭に置く。

（6）避難誘導の終了

ア　市（町村）職員及び消防職団員は、住民の協力を得て、戸別訪問により残留者の有無を確認する。残留者については、特別な理由がない限り、避難を行うよう説得を行う。
イ　避難誘導は、17：30までに終了するよう活動を行う。

(※)「正常化の偏見」を考慮すると、自然災害時以上に残留者への対応が必要になる可能性が高く、必要な誘導員を確保するとともに、把握している情報をもとに丁寧な状況説明を行うこと等により、残留者の説得を行わなければならない。

（7）誘導に際しての留意点や職員の心得

市（町村）の職員及び消防職団員は、誘導に当たっては、以下の点に留意すること。
・　住民は、恐怖心や不安感の中で避難を行うこととなるため、職員は、冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。
・　市（町村）の誘導員は、防災活動服や腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求めること。
・　誘導員は、混乱が予測される場合には、それに先立ち迅速な情報提供とパニックによる危険性を警告し、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。
・　学校や事業所においては、原則として、避難先まで集団でまとまって行動するように呼びかける。

(※) 職員による避難誘導の活動に対する理解を得るためには、特に、都市部等の人的関係が希薄な地域においては、防災服、腕章、旗、特殊標章などを必ず携行させることが重要である。

（8）住民に周知する留意事項

ア　住民に対しては、近隣の住民に声をかけあうなど、相互に助け合って避難を行うよう促す。
イ　消防団、自主防災組織、自治会などの地域のリーダーに対しては、毅然とした態度で誘導を行うようお願いし、混乱の防止に努める。
ウ　住民の携行品は、貴重品や最小限の着替えや日常品とし、円滑な行動に支障をきたさないように住民に促す。
エ　留守宅の戸締まり、金銭・貴重品、パスポートや運転免許証等の身分証明書、非常持ち出し品を携行するよう住民に促す。
オ　服装や携行品等から不審者と判断される場合には、市（町村）長、消防吏員、警察官又は海上保安官に通報するよう促す。

（9）安全の確保

誘導を行う市（町村）の職員に対しては、二次被害が生じないよう、国の現地対策本部や県からの情報、市（町村）対策本部において集約した全ての最新の情報を提供する。必要により、現地調整所を設けて、関係機関の現場での情報共有・活動調整を行う。

事態が沈静化していない地域やＮＢＣ等により汚染された地域は、専門的な装備等を有する他の機関に要請する。

誘導を行う市（町村）の職員に対して、特殊標章及び身分証明書を交付し、必ず携帯させる。

（※）国からの警報等による情報のほか、現地調整所において現場の情報を集約して、事態の変化に迅速に対応できるようにすることが重要である。

（※）特殊標章及び身分証明書は、武力攻撃事態等における使用に限られるが、国際法上、国民保護措置に係る職務等を行う者が保護されるために重要である。

3　各部の役割

別に示す。

4　連絡・調整先

ア　バスの運行は、県○○課及び県警察と調整して行う。

イ　バス運転手、現地派遣の県職員及び○○市職員との連絡要領は、別に示す。

ウ　状況が変化した場合は、別に定める緊急連絡網により連絡する。

エ　対策本部設置場所：○○市役所

オ　現地調整所設置場所：○○

5　避難住民の受入・救援活動の支援

避難先は、○○市○○小学校及び○○公民館とする。当該施設に対して、職員を派遣して、避難住民の登録や安否確認を行うとともに、食料、飲料水等の支給を行う。その際、県及び○○市（町村）の支援を受ける。

（昼間の都市部における突発的な攻撃の場合の避難）

避難実施要領（一例）

○○市（町村）長
○月○日○時現在

（1）事態の状況

○○日○時○分に○○地区で発生した攻撃は、武装工作員の抵抗等により、引き続き、○○地域で戦闘が継続している状況にある（○○日○時現在）。

（2）避難誘導の全般的方針

○○地区に所在する者に対しては、最終的に、当該地区から早急に避難できるよう、警報の内容や事態の状況等について、防災行政無線等により即座に伝達する。

武装工作員の行動に関する情報について正確な情報が入手できない場合で、外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと判断されるときは、屋内に一時的に避難させる。

武装工作員による攻撃が、当該地域において一時又は最終的に収束した場合には、県警察、海上保安部等及び自衛隊と連絡調整の上、速やかに域外に避難させる。その際、国からの警報等以外にも、戦闘地域周辺で活動する現場の警察官、海上保安官及び自衛官からの情報をもとに、屋内退避又は移動による避難をさせることがある。

新たな爆発等の具体的な攻撃に関する情報が国から出された場合には、別途、その内容を伝達する。

（※）ゲリラ・特殊部隊等による攻撃に伴う避難は、攻撃への排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における県警察、海上保安部等、自衛隊からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を攻撃の区域外に避難させる。

（※）戦闘が行われる地域に所在する住民については、事態の状況が沈静化するまで、一時的に屋内に避難させ、局地的な事態の沈静化の状況を踏まえて、順次避難させる。

（※）屋内避難は、①ＮＢＣ攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき、②敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるときに行う。

（3）避難の方法（状況の変化とともに、逐次修正）

○○時現在

○○地区については、○○道路を避難経路として、健常者は徒歩により避難する。

自力歩行困難者は、・・・・

○○地区については、事態が沈静化するまで、当面の間、屋内避難を継続する。

(※) 避難の方法については、警報の内容等以外にも、現場で活動する県警察、海上保安部等及び自衛隊の意見を聴いた上で決定することが必要である。
(※) 現地調整所で、県警察、海上保安部等、自衛隊等の情報を集約して、最新の事態に応じた避難方法を決定する。

（4）死傷者への対応

住民に死亡・負傷者が発生した場合には、○○地点の救護所、○○病院に誘導し、又は搬送する。ＮＢＣ攻撃による死傷の場合には、○○地点の救護所及び○○病院に誘導し、又は搬送する。この場合は、防護用の資機材を有する専門的な職員に、汚染地域からの誘導又は搬送を要請する。

また、県や医療機関によるＤＭＡＴが編成される場合は、その連携を確保する。

(※) ＤＭＡＴ（Disaster Medical Asistance Team:災害派遣医療チーム）は、医療機関との連携により、緊急医療活動を行う。

（5）安全の確保

誘導を行う市（町村）の職員に対しては、二次被害を生じさせることがないよう、現地対策本部等、県からの情報、市（町村）対策本部において集約した全ての最新の情報を提供する。

事態が沈静化していない地域やＮＢＣ等により汚染された地域は、専門的な装備を有する他機関に要請する。

誘導を行う市（町村）の職員に対して、特殊標章及び身分証明書を交付し、必ず携帯させる。

（都市部における化学剤を用いた攻撃の場合）

避難実施要領（一例）

○○市（町村）長
○月○日○時現在

1　事態の状況、避難の必要性

対策本部長は、○○地域における爆発について、化学剤（○○剤と推定される。）を用いた可能性が高いとして、警報を発令し、爆発地区周辺の○○市○○１丁目及び２丁目の地域及びその風下となる地域（○○１丁目～５丁目）を要避難地域として、屋内へ避難するよう避難措置の指示を行った・・・。

知事は、別添の避難の指示を行った（避難の指示を添付）。

2　避難誘導の方法

（1）避難誘導の全般的方針

○○市（町村）は、要避難地域の住民約２０００名について、特に、爆発が発生した地区周辺の地域については、直ちに現場から離れるとともに、周辺や風下先となる○○１丁目～５丁目の住民は、屋内への避難を行うよう伝達する。

当該エリア内の住民に対しては、防災行政無線により避難の方法を呼びかけるとともに、ＮＢＣ防護機器を有する消防機関に伝達をさせる。また、防護機器を有する県警察、海上保安庁、国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等による屋内への避難住民の誘導を要請する。

（※）化学剤は、地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をはうように広がる性質がある。このため、外気からの密閉性の高い部屋や風上の高台に避難させることとなる。

（2）市（町村）における体制、職員派遣

ア　市（町村）対策本部の設置

指定を受けて、市（町村）長を長とする市（町村）対策本部を設置する。

イ　市職員の現地派遣

市職員４名を、爆発が発生した地区周辺に派遣し、現地での調整に当たらせる。また、現地で活動する県警察、消防機関、海上保安部等、自衛隊等と共に現地調整所を立ち上げ、情報共有及び連絡調整に当たらせる。

ウ　現地対策本部との調整

政府の現地対策本部が設置された場合には、連絡のため職員を派遣して、活動調整や情報収集に当たらせる。

（※）ＮＢＣ攻撃の場合には、内閣総理大臣が関係大臣を指揮して、措置の実施に当たることから、政府の各機関との連絡を取り合って活動することが必要である。現地対策本部との緊密な連絡体制を確保することは職員の活動上の安全に寄与することとなる。

（3）避難実施要領の住民への伝達

ア　担当職員は、防災行政無線を用いて、対象地域の住民全般に避難実施要領の内容を伝達する。その際、防護機能を有する消防車両等あらゆる手段を活用する。
イ　上記と並行し、担当職員は、避難実施要領について、要避難地域に所在する自治会長、自主防災組織のリーダー、当該区域を管轄する消防団長、警察署長等にＦＡＸ等により、住民への電話等による伝達を依頼する。
ウ　担当職員は、災害時要援護者等の事前登録者、避難支援者、社会福祉協議会、民生委員、介護保険関係者、障害者団体等への伝達を行う。
エ　担当職員は、報道関係者に対し、避難実施要領の内容を提供する。

(※) 防護衣を着用せずに、移動して伝達することは危険を伴うことから、伝達は、防災行政無線や電話に限られる。

（4）避難所の開設等

ア　○○公民館を臨時避難所として開設し、関係機関及び要避難地域所在の住民に伝達する。また、県と調整して、当該避難所における、専門医やDMAＴ（災害派遣医療チーム）等による医療救護活動の調整を行う。
イ　市（町村）は、被災者の把握を行い、その状況に応じて、避難所におけるＮＢＣへの対応能力を有する医療班の派遣調整を行う。また、専門医や医薬品の確保のため、県、医療機関と調整を行う。
ウ　避難所における重度の患者等を搬送するための輸送手段の調整を行うとともに、受入先となる医療機関について、県と調整し、災害医療機関ネットワークを活用して、専門医療機関における受入れの調整を行う。

(※) 避難所における活動は、救援に関する県との役割分担を踏まえて行う。

（5）誘導に際しての留意点や職員の心得

ア　職員は、冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。
イ　防災活動服や腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求めること。
ウ　誘導員は、迅速な情報提供を行うことにより混乱を防止するとともに、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。

（6）住民に周知する留意事項

ア　住民に対しては、屋内では、窓を閉めて、目張りにより室内を密閉するとともに、できるだけ窓のない中央の部屋に移動するよう促す。また、２階建て以上の建物では、なるべく上の階に移動するよう促す。
イ　外から屋内に戻った場合は、汚染された衣服等をビニール袋に入れ密閉するとともに、手、顔及び体を水と石けんでよく洗うよう促す。
ウ　防災行政無線、テレビ・ラジオなどによる情報の入手に努めるよう促す。

（※）ＮＢＣによる汚染の状況が目に見えないような事象においては、一般の国民には危険が迫っていることが目に見えないことから、行政による速やかな情報提供を常に考える必要がある。

（7）安全の確保

市（町村）の職員において、二次被害を生じさせることがないよう、国の現地対策本部、現地調整所等からの情報を市（町村）対策本部に集約して、各職員に対して最新の汚染状況等の情報を提供する。

特に、化学剤の汚染がひどい場所においては、専門的な装備等を有する他の機関に被災者の搬送等を要請する。

3　各部の役割

別に示す。

4　連絡・調整先

ア　対策本部設置場所：〇〇市役所

イ　現地調整所設置場所：〇〇

参考資料5　甲賀市国民保護協議会条例

平成１８年３月２７日条例第１４号
改正　平成１９年３月９日条例第２号
平成２２年３月２６日条例第２０号
平成２３年６月２０日条例第１９号
平成２９年３月３０日条例第１３号

(趣旨)
第1条　この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第40条第8項の規定に基づき、甲賀市国民保護協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員及び専門委員)
第2条　協議会の委員の定数は、50人以内とする。
2　協議会に、専門の事項について調査させるため、専門委員を置くことができる。
3　専門委員は、当該専門の事項について調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長の職務代理)
第3条　会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)
第4条　協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会議の議長となる。
2　会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
3　会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)
第5条　協議会に、その定めるところにより、部会を置くことができる。
2　部会に属する委員及び専門委員は、会長が指名する。
3　部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。
4　部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(庶務)
第6条　協議会の庶務は、総合政策部において処理する。

(委任)
第7条　この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

付　則
（施行期日）
１　この条例は、平成１８年４月１日から施行する。
（甲賀市防災会議条例の一部改正）
２　甲賀市防災会議条例（平成１６年甲賀市条例第７４号）の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略
付　則（平成１９年条例第２号）抄
（施行期日）
１　この条例は、平成１９年４月１日から施行する。
付　則（平成２２年条例第２０号）
この条例は、平成２２年４月１日から施行する。
付　則（平成２３年条例第１９号）
この条例は、公布の日から施行する。
付　則（平成２９年条例第１３号）

この条例は、平成２９年４月１日から施行する。

参考資料6　甲賀市国民保護対策本部及び甲賀市緊急対処事態対策本部条例

平成１８年３月２７日条例第１５号
改正　平成１９年３月９日条例第２号
平成２２年３月２６日条例第２０号
平成２３年６月２０日条例第１９号
平成２９年３月３０日条例第１３号

(趣旨)

第1条　この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号。以下「法」という。)第31条及び法第183条において準用する法第31条の規定に基づき、甲賀市国民保護対策本部(以下「国民保護対策本部」という。)及び甲賀市緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条　国民保護対策本部長(以下「本部長」という。)は、国民保護対策本部の事務を総括する。

2　国民保護対策副本部長(以下「副本部長」という。)は、本部長を補佐し、国民保護対策本部の事務を掌理する。

3　国民保護対策本部員(以下「本部員」という。)は、本部長の命を受け、国民保護対策本部の事務に従事する。

4　国民保護対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5　前項の職員は、市の職員のうちから、市長が任命する。

(会議)

第3条　本部長は、国民保護対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、国民保護対策本部の会議(以下この条において「会議」という。)を招集する。

2　本部長は、法第28条第6項の規定に基づき、国の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し意見を求めることができる。

(部)

第4条　本部長は、必要と認めるときは、国民保護対策本部に部を置くことができる。

2　部の属する本部員は、本部長が指名する。

3　部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4　部長は、部の事務を掌理する。

(現地対策本部)

第5条　国民保護現地対策本部に国民保護現地対策本部長、国民保護現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2　国民保護現地対策本部長は、国民保護現地対策本部の事務を掌理する。

(庶務)

第6条　国民保護対策本部の庶務は、総合政策部において処理する。

(委任)

第7条　前各条に定めるもののほか、国民保護対策本部に関し必要な事項は本部長が定める。

(準用)

第8条　第2条から前条までの規定は、甲賀市緊急対処事態対策本部について準用する。

付　則

（施行期日）

１　この条例は、平成１８年４月１日から施行する。

（甲賀市災害対策本部条例の一部改正）

２　甲賀市災害対策本部条例（平成１６年甲賀市条例第７５号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

付　則（平成１９年条例第２号）抄

（施行期日）

１　この条例は、平成１９年４月１日から施行する。

付　則（平成２２年条例第２０号）

この条例は、平成２２年４月１日から施行する。

付　則（平成２３年条例第１９号）

この条例は、公布の日から施行する。

付　則（平成２９年条例第１３号）

この条例は、平成２９年４月１日から施行する。